

様式コード					
2	2	4	3	0	2
3	2	4	3	8	
届書コード					届書
2	4	3			

健
船

事務センター長 所	副事務センター長 副 所	グ ル ー プ 長 課	担 当 者

日・オーストリア社会保障協定 厚生年金保険・健康保険・船員保険 適用証明書交付申請書

◎ ※欄は記入しないでください。
◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

令和 年 月 日提出

① 事業所の記号		② 被保険者整理番号		③ 生 年 月 日		⑦ 個人番号(または基礎年金番号)	
				☐ 5. 昭和 年 月 日 ☐ 7. 平成 ☐ 9. 令和			
① 被 保 険 者 氏 名		② 性別		⑤ 日 本 国 に お け る 被 保 険 者 住 所		⑦ 協定相手国	
(フリガナ)		☐ 1. 男 ☐ 2. 女		(フリガナ)		(オーストリア) 0 2 4	
④ 就 労 の 形 態						⑧ 協定条文該当区分	
☐ 1 6 0. 日本国内の事業所からオーストリア国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣され、次のいずれかに該当する場合 ・オーストリア国内で雇用契約を締結していない(協定第7条1(i)該当) ・オーストリア国内の事業所の雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内の事業所の雇用者の指揮の下にある(協定第7条1(ii)該当) ☐ 0 0. 被用者としてオーストリア船籍の海上航行船舶において就労し、日本およびオーストリア両国の制度が適用されるが、雇用者の所在する国が日本であり、被用者の居住する国がオーストリアでない場合(協定第8条1該当) ☐ 1 6 2. 被用者として国際運輸に従事する航空機において就労するが、雇用者の所在する国が日本である場合(協定第8条2該当) ☐ 1 6 3. 上記以外でオーストリア国内の事業所で就労するが、オーストリアの制度が適用されることにより不利益を被る場合(協定第10条該当) *「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。						※ 1 6 0. 7 条 1 該 当 ・ 8 条 1 (船 舶) 該 当 1 6 2. 8 条 2 (航 空 機) 該 当 1 6 3. 1 0 条 該 当	
⑩ 就労の開始予定年月日		⑪ 就労の終了予定年月日					
(西暦)年 月 日		(西暦)年 月 日					
⑫ オーストリアにおける事業所名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。							
⑬ オーストリアにおける事業所の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。							
⑰ 適用証明書要否		⑱ 被 保 険 者 氏 名 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。					
※ 0. 要 1. 否		姓				名	
備 考							

送
信

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

受付印

事業所の 所在地 および 名称	〒
	(所在地)
	(名称)
	(事業主氏名)
(電話) ()-()-()	

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

申請にあたっての留意点

この申請書は、厚生年金保険の被保険者が、次のいずれかに該当する場合に、その事業主が日本年金機構に適用証明書の交付を申請するためのものです。

- a. 日本国内の事業所からオーストリア国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣され、次のいずれかに該当する場合
 - ・オーストリア国内で雇用契約を締結していない(協定第7条1(i)該当)
 - ・オーストリア国内の事業所の雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内の事業所の雇用者の指揮の下にある(協定第7条1(ii)該当)
- b. 被用者としてオーストリア船籍の海上航行船舶において就労し、日本およびオーストリア両国の制度が適用されるが、雇用者の所在する国が日本であり、被用者の居住する国がオーストリアでない場合(協定第8条1該当)
- c. 被用者として国際運輸に従事する航空機において就労するが、雇用者の所在する国が日本である場合(協定第8条2該当)
- d. 上記以外でオーストリア国内の事業所で就労するが、オーストリアの制度が適用されることにより不利益を被る場合(協定第10条該当)
※「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。

*ここでいう「適用証明書」とは、申請された就労に関して、社会保障協定に基づき、日本の年金制度および医療保険制度に加入していることを証明するもので、オーストリアの年金制度および失業保険制度の加入が免除される根拠となります。ただし、オーストリアの疾病保険制度と災害保険制度には加入となります。

協定の該当条文が第8条の場合は、オーストリアの疾病保険制度と災害保険制度の加入も免除されます。

申請書を提出した後、派遣が取り止めとなった場合や申請内容に変更があった場合は、取消または訂正の手続きが必要です。なお、行き違いで適用証明書が届いた場合、年金事務所に速やかに返却をお願いします。

日・オーストリア社会保障協定に基づき、この協定の実施のために必要な場合には、交付された適用証明書に記載された情報を日本の実施機関からオーストリアの実施機関に提供することがあります。

申請書の記入方法

「③ 生年月日」:

年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「⑦ 個人番号(または基礎年金番号)」:

個人番号を記入する場合は、個人番号カード、通知カード※または住民票の写しに記載されている12桁の番号を記入してください。

基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている10桁の番号を左づめで記入してください。

※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

「⑨ 日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されますが、別の住所の表示を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。

なお、申請書と同時に住所変更届を提出された場合には、「備考」欄にその旨の記入をお願いします。

「④ 就労の形態」:

該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「163」に該当する場合は、「備考」欄に具体的状況およびオーストリアの制度が適用されることによりどのような不利益を被るかを必ず記入してください。この場合には、オーストリアの担当機関との協議が必要となります。

この協議は、「備考」欄に記入している内容により個別に行われ、適用証明書を交付できるかどうかはオーストリアの担当機関との協議結果によります。

「⑩ 就労の開始予定年月日」および「⑪ 就労の終了予定年月日」:

オーストリア国内において就労を開始する予定の年月日および就労を終了する予定の年月日を西暦で記入してください。

日・オーストリア社会保障協定の発効日(2025(令和7)年12月1日)においてすでにオーストリア国内で就労を開始している場合には、「⑩ 就労の開始予定年月日」を「2025年12月1日」として記入してください。発効日から派遣が開始されたものとして取り扱われます。